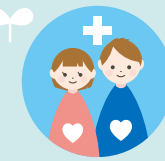




子育て助成・福祉サービス

お問い合わせ先 子ども子育て課 電話0548-23-0071



不妊・不育症治療費助成

お問い合わせ先 健康推進課 電話0548-23-0027

児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援します。

対象

0歳～中学校卒業までの子どもを養育する父母など

・0歳～3歳未満 15,000円/月
・3歳～小学校修了前 10,000円/月
(第3子以降は15,000円)

・中学生 10,000円/月

※所得要件があります。

・特例給付 5,000円/月

支給月 6月 10月 2月

申請時の持ち物

- ①申請者名義の通帳
- ②マイナンバーカードまたは、通知カード(父母分)
- ③在留カード
(外国人の受給者、子どものもの)

こども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と適切な治療、および保護者の経済的負担を軽減します。

対象

0歳から18歳到達年度末までの子どもに受給者証が発行されます。

内容

医療費の一部負担金(2割または3割)の全額

申請時の持ち物

- ①子どもの健康保険証
- ②マイナンバーカードまたは、通知カード(保護者分)

子育て応援特別給付金

対象

令和2年4月28日から令和4年4月1日までに生まれた子どもの保護者

内容

対象となる子ども1人につき10万円を給付

未熟児養育医療

出産後入院が必要な未熟児に医療給付を行い、健全な育成を図ります。

対象

未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたもの
未熟児(①または②に該当)
①出生時体重2,000グラム以下
②生活力が特に薄弱で、一定の症状を示す。

内容

治療にかかる医療費等(保険診療分)

持ち物

- ①養育医療意見書(病院で発行)
- ②マイナンバーカードまたは、通知カード(世帯二親等まで)
- ③市町村民税の確認できるもの
- ④子どもの健康保険証

しずおか子育て優待カード

子育て家庭を地域・企業・行政が一体となって支援する制度で、協賛店舗では、さまざまなサービスを受けることができます。



対象

18歳未満の子どもを同伴した保護者、または、妊娠中の方。

申請時の持ち物

- ①子育て応援特別給付金交付申請書兼請求書
- ②母子健康手帳
- ③通帳またはキャッシュカード
- ④印鑑(シャチハタ不可)

一般不妊治療(人工授精)費助成制度

人工授精に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対象

- ・夫または、妻の住所が市内にあり、治療機関の初日における妻の年齢が40歳未満である夫婦
- ・夫婦の前年度所得合計が730万円未満(市税等を滞納していない)夫婦

支給(助成内容)

- ・人工授精に要する治療費の7割
- ・児が生まれるまでの治療につき、助成期間内で最大6万3千円
- ・助成期間は2年間

詳細はこちら(牧之原市HP)



<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/17/30027.html>

特定不妊治療費助成制度

※男性不妊治療を含む

体外受精または、顕微授精に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対象

- ・夫または、妻の住所地が1年以上市内である夫婦で、指定医療機関において特定不妊治療(体外受精等)を受けた方

支給(助成内容)

- ・特定不妊治療に要する費用の2分の1以内
- ・1夫婦1回あたり15万円を上限とする。(特定不妊治療・男性不妊治療それぞれに対して支給)

※県の助成額を差し引いた額を基準に算出します。

詳細はこちら(牧之原市HP)



<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/17/30046.html>

不育症治療費助成制度

不育症治療に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対象

- ・不育症治療を受けた方
- ・夫または、妻の住所が市内にあり、妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ・夫婦の前年度所得合計が730万円未満(市税等を滞納していない)の方

支給(助成内容)

- ・不育症治療に要する費用の7割の額
- ・児が生まれるまでの治療につき、助成対象期間内で最大241,500円
- ・助成期間は2年間

詳細はこちら(牧之原市HP)



<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/17/30051.html>